

第 5 回

石巻地域合併協議会

〔 開催日：平成15年10月24日(金) 〕
〔 場 所：石巻ルネッサンス館 〕

石巻地域合併協議会事務局

第5回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第 26 号	合併協議会委員及び小委員会委員について	P 1
報告第 27 号	石巻地域合併協議会第 1 小委員会について	P 2
報告第 28 号	石巻地域合併協議会第 2 小委員会について	P 5
報告第 29 号	石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について	P 8

協議事項

協議第13号の 1	財産の取扱い（協定項目 5）について	P 16
協議第14号の 1	地方税の取扱い（協定項目 9）について（その 1）	P 17
協議第15号の 1	条例・規則等の取扱い（協定項目 1 2）について	P 18
協議第16号の 1	国際交流事業の取扱い（協定項目25-3）について	P 19
協議第17号の 1	広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について	P 20

提案事項

協議第 18 号	介護保険事業の取扱い（協定項目 2 1）について	P 21
協議第 19 号	行政区の取扱い（協定項目 2 3）について	P 41
協議第 20 号	生活保護事業の取扱い（協定項目25-15）について	P 55
協議第 21 号	新市まちづくり計画中間案について	P 60
	新市まちづくり計画中間案	別紙

その他

・第 6 回	石巻地域合併協議会の日程について	P 61
--------	------------------	------

第5回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年10月24日(金)
午前9時～
場 所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 石巻地域まちづくり計画検討委員会からの提言書の提出

4 会議録署名委員の指名

5 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 26 号 合併協議会委員及び小委員会委員について
- 報告第 27 号 石巻地域合併協議会第1小委員会について
- 報告第 28 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 29 号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について

(2) 協議事項

- 協議第13号の1 財産の取扱い(協定項目5)について
- 協議第14号の1 地方税の取扱い(協定項目9)について(その1)
- 協議第15号の1 条例・規則等の取扱い(協定項目12)について
- 協議第16号の1 国際交流事業の取扱い(協定項目25-3)について
- 協議第17号の1 広報・広聴関係事業の取扱い(協定項目25-4)について

(3) 提案事項

- 協議第 18 号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について
- 協議第 19 号 行政区の取扱い(協定項目23)について
- 協議第 20 号 生活保護事業の取扱い(協定項目25-15)について
- 協議第 21 号 新市まちづくり計画中間案について

(4) その他

- ・第6回 石巻地域合併協議会の日程について

6 その他

7 閉 会

報告第26号

石巻地域合併協議会委員及び小委員会委員について

次のとおり協議会委員及び小委員会委員の選出があったので報告する。

平成15年10月24日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

1 規約第7条第1項第3号に定める委員（議会の議員）

団体名	委員名	備考
河北町	馬場利一郎	

2 第2小委員会委員

団体名	委員名	備考
河北町	馬場利一郎	

報告第 27 号

石巻地域合併協議会第 1 小委員会について

石巻地域合併協議会第 1 小委員会（庁舎視察）の実施について，別紙のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年10月20日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第1小委員会
委員長 山下壽郎

石巻地域合併協議会第1小委員会（庁舎視察）の実施について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

石巻地域合併協議会第1小委員会庁舎視察

開催日時 平成15年10月17日(金) 午前9時00分から午後2時30分

1 参加委員

No	氏名	選出市町	委員区分
1	土井喜美夫	石巻市	1号委員
2	太田実	河北町	1号委員
3	生出竜哉	河北町	4号委員
4	三浦總吉	河南町	2号委員
5	今井多貴子	河南町	4号委員
6	平塚義兼	桃生町	1号委員
7	千葉五郎	北上町	4号委員
8	萬代壽一	牡鹿町	4号委員

2 視察場所

- (1) 河南町
本庁舎, 教育委員会庁舎
- (2) 河北町
本庁舎, 総合センター(ビックバン)
- (3) 石巻市
本庁舎, 議会棟, 第1~第4分庁舎, 渡波支所

報告第 28 号

石巻地域合併協議会第 2 小委員会について

石巻地域合併協議会第 2 小委員会（第 3 回）の開催結果について，別紙のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成15年10月10日

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第3回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

第3回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年10月9日(木) 午後1時00分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

出席委員 19名出席

項 目

1 会議録署名委員の指名について

- ・次のとおり指名した。

西 條 一 正(桃生町3号委員)

大 橋 邦 雄(河南町4号委員)

2 委員長の選出について

- ・委員の互選により、次のとおり選出した。

委 員 長 武者 賢 三(石巻市4号委員)

- ・武者副委員長が委員長となったため、新たな副委員長を次のとおり選出した。

副委員長 西 條 一 正(桃生町3号委員)

3 協議事項

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- ・継続協議となっていた議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、武者委員長を除く出席委員18名の意見を聞いた。

その結果、「原則」を支持する委員が10名(状況により定数特例でも良いとする委員2名を含む。),「在任特例」を支持する委員が6名、今回は「保留」とする委員が2名だった。このため、小委員会全体の意見調整ができず、再度、継続協議(選挙区及び報酬についても検討)することとなり、次回の会議でこの決定方法についても協議することとなった。

(2) 次回開催日程について

- ・日程調整の結果、次のとおり確認した。

開催日 平成15年10月24日(金)午後1時~

場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

報告第 29 号

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会中間案提言について

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会からの中間案提言について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫



平成15年10月14日

石巻地域合併協議会会長石巻市長
土井 喜美夫殿

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会
委員長 伊藤 和男

石巻地域新市まちづくり計画中間案提言書の提出について

平成15年8月12日、石合協第18号で要請のありました、このことについて、石巻地域新市まちづくり計画検討委員会として、新市の基本理念および新市の基本方針を調査、検討を行った結果、別紙のとおり中間案提言書として取りまとめましたので提出いたします。

なお、本提言書には委員全員の議論、意見をできるだけ反映しながら取りまとめに努めましたが、提言書に盛り込めない部分もありましたので、委員会の記録を添付いたしました。これらの内容についても計画策定に活かしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

石巻地域新市まちづくり計画
中間案提言書

新市まちづくり計画検討委員会

平成15年10月14日

中間案提言にあたって

私たち石巻地域新市まちづくり計画検討委員会（市・町民委員 27 名と行政職員 9 名の 36 名）は、アドバイザーである石巻専修大学経営学部教木伏良明先生、特定非営利活動法人せんだいみやぎ NPO センター代表理事加藤哲夫氏並びに同常務理事紅邑晶子氏のご指導をいただき、任意合併協議会で行った新市建設計画住民意識調査結果などを参考にしながら、1 市 6 町が合併して新設される新市の将来像について議論を重ねて参りました。

職業はもとより住む地域も異なるなか、一緒に何かをまとめていくという合意形成は大変なことであり、当初は提言がまとまるのだろうかという不安もありました。しかしながら、1 市 6 町の合併は、異なる「まち」が合意形成をしていくことであり、本検討委員会もその合意形成の難しさを味わいながら、グループ討議を中心としたワークショップを繰り返し、徐々に立場を超え、お互い学びあう信頼関係も生まれ、何とか中間案の提言をまとめることができました。

～輝く未来のために～

わたしたちが創りだす

笑顔と自然あふれる元気なまち

- よりたくましく より幸せに！ -

「輝く海 北上川の豊かな恵み」地域の自然は何にも増して誇れるものです。この自然と共生し、経済的にも精神的にも豊かで、活力と夢のある、個性的なまち。そしてこのまちをわたしたち（市民、企業、団体、行政などすべての人）が創り出していく。そんなまちをイメージし、新市の将来像としました。

もとよりこの将来像は、私たちすべての新市民が地域、職場など様々な場面でまちづくりの主体としてその実現に向け行動し、そして行政とのパートナーシップなしには実現できないと考えます。

そうした観点からも私たち検討委員は、「市民と行政の協働によるまちづくり」の先発隊としての自覚の基に、今後も最終案提言に向けて、多くの市・町民の方々のご意見を踏まえながら、基本方針に基づく分野別課題等を検討して参りますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

最後に、今後協議会において策定される建設計画中間案につきまして、生活者の視点に根ざした私たちの提言につきまして、不足な部分があるかとは思いますが、十分活かして策定されますよう切に希望いたします。

新市の将来像

～輝く未来のために～
わたしたちが創り出す
笑顔と自然あふれる元気なまち
 - よりたくましく より幸せに！ -

「輝く海 北上川の豊かな恵み」地域の自然は何にも増して誇れるものです。この自然と共生し、経済的にも精神的にも豊かで、活力と夢のある、個性的なまち。そしてこのまちをわたしたち（市民、企業、団体、行政などすべての人）が創り出していく。そんなまちをイメージし、新市の将来像としました。

基本理念

快適・幸福

豊かな自然と共生しながら、誰もが安心して快適に暮らし、幸福感を実感できるまちづくりを進めます。

個性・活力

人、自然、歴史、文化、産業などが輝く、地域の個性を活かし調和のとれた、活力のあるまちづくりを進めます。

協働・創造

市民がまちづくりの担い手となり、みんなで作る創造力に満ちたまちづくりを進めます。

基本方針

教育・文化

個性あふれる人と文化をはぐくむまち

生涯学習の充実
 青少年の育成
 学校教育の充実
 社会教育の推進
 食農教育の推進
 歴史・伝統文化の継承と活用
 あらたな文化の創造
 大学との連携

健康・福祉

健康で安心を実感できるまち

子育て支援の充実
 健康づくりの推進
 スポーツの振興
 福祉・ボランティアの推進
 安心できる医療の整備
 地域のバリアフリー化の推進

産業・雇用

活力と創造に満ちた産業のまち

地域産業の振興
 産業間の連携推進
 産学官の連携推進
 観光の育成
 新たな産業と雇用の創造
 資源の活用による商品開発
 コミュニティビジネスの創造

生活環境

安全で便利に暮らせるまち

快適な生活環境づくりの推進
 交通通信体系の整備
 地域格差のない施設整備とサービスの向上
 災害対策の充実

自然環境との共生

環境と共生する快適なまち

自然保護と環境保全の推進
 自然環境との共生
 資源循環型社会（リサイクル社会）づくりの推進
 環境にやさしい住生活の推進

市民活動・人材

市民が主役の創造のまち

市民交流（コミュニティ）の充実
 市民活動の支援
 まちづくり人材の育成
 青年活動（活気ある若者）への支援
 男女共同参画の推進
 地域間・国際交流の推進
 企業を巻き込んだまちづくり

効率の高い行財政

パートナーシップで創るまち

市民と行政の協働まちづくり
 双方向型の広報・公聴・情報公開の充実
 顔の見える行政の確立
 行政機能の強化
 行政の簡素・合理化
 財政運営の効率化
 きめ細かな行政サービスの充実

情報化

情報ネットワークの整備
 各分野におけるIT化の推進
 情報共有体制づくり

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会開催状況

回	月 日	内 容	備 考
第1回 (オリエンテーション)	8月12日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員会構成 ・新市まちづくり計画等の説明 ・アドバイザーの講話 	
第2回	8月25日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査から見た現状と課題の説明 ・現状把握と課題の整理(グループ討議及び全体会議) 	
第3回	9月8日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本理念,基本方針の検討(グループ討議及び全体会議) 	
第4回	9月19日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本理念,基本方針をつくる(まとめ)(グループ討議及び全体会議) 	
起草委員会 (第1回)	9月29日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の構成,内容の検討 	
起草委員会 (第2回)	10月10日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像キャッチフレーズ,基本理念のまとめ,前文等の整理 	

新市まちづくり計画検討委員会委員名簿

市町名等	氏名	職業（関係団体等）	備考（役員等）
アドバイザー	木 伏 良 明	石巻専修大学経営学部教授	
〃	加 藤 哲 夫	特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター代表理事	運営
〃	紅 邑 晶 子	特定非営利活動法人せんだい・みやぎ NPO センター常務理事	運営
石巻市	伊 藤 和 男	石巻体育協会会長	委員長
〃	古 藤 野 靖	21石会副会長	
〃	境 政 幸	民生委員	
〃	田 村 百 合 子	石巻市父母教師会連合会事務次長	
〃	千 葉 直 美	国際交流協会会員	
〃	平 塚 隆 一 郎	会社役員	
〃	村 山 ち よ え	介護支援専門員	
〃	山 本 公 恵	石巻を考える女性の会副会長	
〃	和 賀 井 啓 之	商 業	
河北町	佐 々 木 文 彦	農 業	
〃	高 橋 君 代	ホームヘルパー	
〃	山 内 淑 子	主 婦	
雄勝町	佐 々 木 勝 治	社会福祉協議会会長	
〃	高 橋 頼 雄	商工会青年部部长	
〃	千 葉 健 子	主 婦	副委員長
河南町	市 川 敏 子	JAいしのまき河南女性部長	
〃	佐 藤 義 博	農 業	
〃	中 塩 勝 市	河南町行政改革町民会議委員	
桃生町	大 沼 徳 雄	商 業	
〃	菅 野 美 貴 子	団体職員	
〃	西 條 弘 悦	農 業	
北上町	遠 藤 市 男	漁 業	
〃	武 山 利 子	会社役員	
〃	横 山 宗 一	旅 館 業	
牡鹿町	遠 藤 信 子	社会教育委員	
〃	岡 田 邦 彦	商 業	副委員長
〃	鈴 木 榮 悦	漁 業	
石巻市	小 畑 孝 志	総務部財政課	
〃	高 橋 憲 悦	総務部総務課	
〃	水 沼 顯 徳	市立病院事務部門総務課	
河北町	梶 原 敏 彦	企 画 課	
雄勝町	永 沼 良 二	町 民 課	
河南町	渋 谷 高 雄	福 祉 課	
桃生町	首 藤 博 敏	産 業 振 興 課	
北上町	今 野 政 明	建 設 課	
牡鹿町	相 原 良 市	教 育 課	

名簿は各市町ごと50音順となっています。(は起草委員)

協議第 1 3 号の 1

財産の取扱い（協定項目 5）について

財産の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項目	財産の取扱い（協定項目 5）
調整方針	1 市 6 町 の 保 有 す る 財 産 及 び 債 権 債 務 は ， す べ て 新 市 に 引 き 継 ぐ も の と す る 。

平成 1 5 年 1 0 月 9 日 （ 確 認 ・ 継 続 協 議 ）

平成 年 月 日 （ 確 認 ・ 継 続 協 議 ）

協議第 14 号の 1

地方税の取扱い（協定項目 9）について（その 1）

地方税の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項目	地方税の取扱い（協定項目 9）
調 整 方 針	<p>地方税の取扱いについては，1 市 6 町で差異のない税目の税率及び納期は，現行のとおりとし，差異のあるものは，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人市町村民税 均等割については，地方税法第 310 条の規定により，標準税率（年額 2，500 円）とする。ただし，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り，現行の税率を採用し，不均一課税とする。2 法人市町村民税 法人税割については，石巻市の税率（13.7%）に統一する。ただし，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り，現行の税率を採用し，不均一課税とする。3 特別土地保有税 免税点基準面積は，新市においては 5，000 平方メートルとなるので，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，牡鹿町の例に統一する。4 鉱産税 石巻市，河南町，北上町，牡鹿町の例に統一する。5 都市計画税 石巻市の例に統一する。ただし，合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については，合併の日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り課税しないこととする。6 水利地益税 河南町の一部区域については，現行のとおり課税する。7 納 期 (1) 個人市町村民税の普通徴収は石巻市の例に統一する。 (2) 特別土地保有税は石巻市，河南町の例に統一する。 (3) 軽自動車税は，石巻市，北上町，牡鹿町の例に統一する。

平成 15 年 10 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第15号の1

条例・規則等の取扱い（協定項目12）について

条例・規則等の取扱いについて，協議を求める。

平成15年10月24日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	条例・規則等の取扱い（協定項目12）
調整方針	条例・規則等の取扱いについては，合併協議会で協議，確認された各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し施行するもの 2 合併後，一定の地域に暫定的に施行するもの 3 合併後，逐次制定し施行するもの

平成15年10月 9日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第16号の1

国際交流事業の取扱い（協定項目 25-3） について

国際交流事業の取扱いについて，協議を求める。

平成15年10月24日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	国際交流事業の取扱い（協定項目 25-3）
調整方針	<p>国際交流事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国際交流事業については，これまでの経緯を踏まえ継続して実施することを基本とし，新市において調整する。2 国際交流協会については，合併後，速やかに統合できるように努める。また，国際交流団体への支援については，現行どおり新市に引き継ぐものとする。3 ホームステイ受入れ事業については，継続して実施することとし，受入先と事業主体については一本化することとし，新市において調整する。4 中高生海外派遣事業については，これまでの経緯を踏まえ，合併時まで新たな制度として創設する。5 国際交流基金については，新市においても，石巻市の例により基金を設置する。

平成15年10月 9日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第17号の1

広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）について

広報・広聴関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成15年10月24日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

項 目	広報・広聴関係事業の取扱い（協定項目25-4）
調整方針	<p>広報・広聴関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 広報紙については，原則，月1回の年12回の発行とし、創刊号の発行時期，内容，配布方法等については，合併時までに調整する。2 要覧については，新市においても発刊することとし，合併後検討する。3 マスコミによる情報発信については，新市においても積極的に活用して行政情報を提供することとする。4 ホームページについては，新市において新たに開設する。5 市民・町民意識調査，市民・町民懇談会，市政・町政モニター，市政・町政教室等の広聴事業については，継続して実施することとし，実施時期，内容等については，新市において調整する。

平成15年10月 9日（確認 継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 18 号

介護保険事業の取扱い(協定項目 21)について

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	介護保険事業の取扱い(協定項目 21)
調整方針	<p>介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険料については平成 17 年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第 3 期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成 18 年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。 2 介護保険料の独自減免については、平成 17 年度までは実施するものとし、平成 18 年度以降については、新市において調整する。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。 3 介護保険事業財政調整基金は、合併時に全額持ち寄る。 4 介護保険運営(審議)協議会については、合併時に統一する。 5 在宅介護支援センターの運営については、基本的に基幹型は直営とし、地域型は法人に委託する。また、地域型の数及び委託料については、合併時まで調整する。 6 家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については、合併時に統一する。 7 介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務については、要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。 8 介護認定審査会については、合併時まで調整する。 9 指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については、新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。 10 介護保険保健福祉事業については、平成 17 年度においては、現行どおり実施し、平成 18 年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。 11 介護保険事業計画については、次期事業計画から統一する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 介護保険料については平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。</p> <p>2 介護保険料の独自減免については、平成17年度までは実施するものとし、平成18年度以降については、新市において調整する。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。</p> <p>3 介護保険事業財政調整基金は、合併時に全額持ち寄る。</p> <p>4 介護保険運営(審議)協議会については、合併時に統一する。</p> <p>5 在宅介護支援センターの運営については、基本的には基幹型は直営とし、地域型は法人に委託する。また、地域型の数及び委託料については、合併時まで調整する。</p> <p>6 家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については、合併時に統一する。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1)介護保険料に関すること	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,400円 ・第2段階(〃×0.75)2,100円 ・第3段階(基準額)2,800円 ・第4段階(〃×1.25)3,500円 ・第5段階(〃×1.50)4,200円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,200円 ・第2段階(〃×0.75)1,800円 ・第3段階(基準額)2,400円 ・第4段階(〃×1.25)3,000円 ・第5段階(〃×1.50)3,600円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 8月,9月,10月,11月,12月,1月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,350円 ・第2段階(〃×0.75)2,025円 ・第3段階(基準額)2,700円 ・第4段階(〃×1.25)3,375円 ・第5段階(〃×1.50)4,050円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,350円 ・第2段階(〃×0.75)2,025円 ・第3段階(基準額)2,700円 ・第4段階(〃×1.25)3,375円 ・第5段階(〃×1.50)4,050円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月
(2)介護保険料及び利用料の独自減免に関すること	<p>低所得者の保険料減免</p> <p>【内容】 第2段階の保険料(基準額×0.75)を第1段階相当額(基準額×0.5)に減額</p> <p>【対象者】 生活保護基準と同等またはそれ以下の生活実態にある者で、石巻市介護保険料減免要綱の基準をみたした者</p>	該当なし	特別事情による減免(実績なし)	<p>介護保険訪問通所系サービス利用者負担軽減</p> <p>【内容】 河南町介護保険訪問通所系サービス利用者負担軽減に関する要綱で定める対象となるサービス利用者の負担を軽減する(5%助成)</p> <p>【対象者】 町内に住所を有し、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者で河南町介護保険訪問通所系サービス利用者負担軽減に関する要綱の基準をみたした者</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
<p>7 介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務については、要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。</p> <p>8 介護認定審査会については、合併時まで調整する。</p> <p>9 指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については、新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。</p> <p>10 介護保険保健福祉事業については、平成17年度においては、現行どおり実施し、平成18年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。</p> <p>11 介護保険事業計画については、次期事業計画から統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,520円 ・第2段階(" ×0.75) 2,280円 ・第3段階(基準額) 3,040円 ・第4段階(" ×1.25) 3,800円 ・第5段階(" ×1.50) 4,560円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 ・特別徴収 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,300円 ・第2段階(" ×0.75) 1,950円 ・第3段階(基準額) 2,600円 ・第4段階(" ×1.25) 3,250円 ・第5段階(" ×1.50) 3,900円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月 ・特別徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,200円 ・第2段階(" ×0.75) 1,800円 ・第3段階(基準額) 2,400円 ・第4段階(" ×1.25) 3,000円 ・第5段階(" ×1.50) 3,600円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 ・特別徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。</p>
該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行の保険料の独自減免は、平成17年度までは実施し、平成18年度以降については、次期事業計画策定の中で検討し、新市の基準に盛り込む。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。</p>

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

石巻地域合併協議会

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(3)介護保険事業財政調整基金に関する こと	基金積立額 平成15年6月25日 現在 622,371,355円	基金積立額 平成15年6月25日 現在 124,520,916円	基金積立額 平成15年6月25日 現在 31,010,737円	基金積立額 平成15年7月1日現 在 89,499,746円
(4)介護保険運営(審 議)協議会に関する こと	【名称】 石巻市介護保険運営 審議会 【目的,活動内容等】 市長の諮問を受け,次 に掲げる事項について 調査し,審議する。 介護保険事業計画 の策定等に関する事 項 その他介護保険の 運営に関する事項 委員の任期は3年,会 議は会長の招集により 開催。	【名称】 河北町介護保険運営 協議会 【目的,活動内容等】 同左	【名称】 雄勝町介護保険運営 協議会 【目的,活動状況等】 同左	【名称】 河南町介護保険運営 委員会 【目的,活動状況等】 介護保険に関する施 策の実施を,町民等の 意見を十分に反映しな がら,円滑かつ適正に 行うことを目的とする。 委員の任期は3年,会 議は委員長の招集に より開催
(5)在宅介護支援セン ターに関すること	【目的】 在宅介護等に関する 総合的な相談に応じ, 高齢者及び家族の介 護等に関するニーズに 対応した各種の保健・ 福祉サービスが,総合 的に受けられるよう関 係機関との連絡調整 等を図る。 【内容】 基幹型在宅介護支 援センター(1カ所)の 運営は,石巻市社会福 祉協議会に委託してい る。 地域型支援センター (7カ所)の運営は,社 会福祉法人,医療法 人,民間事業者に委託 している。	【目的】 同左 【内容】 地域型支援センター (1カ所)の運営は,社 会福祉法人に委託し ている。	【目的】 同左 【内容】 在宅介護支援セン ター(1カ所)の運営 は,社会福祉法人 旭 寿会に委託している。	【目的】 在宅の要援護高齢者 若しくは要援護となる おそれのある高齢者ま たは家族等に対し,在 宅介護等に関する総 合的な相談に応じ,各 種保健福祉サービスが 総合的に受けられるよ うに関係行政機関, サービス実施機関及び 居宅介護支援事業所 等との連絡調整等便 宜を供与し,もって,要 援護高齢者及びその 家族の福祉の向上を 図ることを目的とする。 【内容】 基幹型在宅介護支 援センターは,町が運 営している。 地域型支援センター (2カ所)の運営は,社 会福祉法人に委託し ている。

協議事項調整内容総括表

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>基金積立額 平成15年8月1日現在 23,504,023円</p>	<p>基金積立額 平成15年7月31日現在 18,292,000円</p>	<p>基金積立額 平成15年7月31日現在 11,011,134円</p>	<p>合併時に全額持ち寄る。</p>
<p>【名称】 桃生町介護保険運営委員会</p> <p>【目的,活動状況等】 町長の諮問を受け,次に掲げる事項について調査し,審議する。 ・介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項</p> <p>委員の任期は3年,会議は委員長の招集により開催。</p>	<p>【名称】 北上町介護保険運営委員会</p> <p>【目的,活動状況等】 石巻市と同じ</p>	<p>該当なし</p>	<p>名称も含め,設置及び運営について合併時に統一する。</p>
<p>【目的】 在宅介護に関する総合的な相談に応じ,助言と相談を行うことにより,在宅介護者の精神的,身体的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センターは,町が運営している。</p>	<p>【目的】 石巻市と同じ。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(1カ所)及び地域型支援センター(同カ所)は,併設型で町が運営している。</p>	<p>【目的】 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ,高齢者あるいは,その家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健,福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し高齢者やその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(1カ所)は,町が運営している。 地域型在宅介護支援センター(1カ所)の運営は,社会福祉法人旭寿会に委託している。</p>	<p>基幹型在宅介護支援センターの運営については,基本的に直営とし,地域型在宅介護支援センターの運営については,法人に委託する。また,地域型在宅介護支援センターの数及び委託料については,合併時まで調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(6)家族介護用品支給に関する事	<p>【対象者等】 市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にあると認められる者を介護している家族に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入給付券」を年2回に分けて支給する。</p> <p>【支給要件・支給額等】 市民税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要介護4又は要介護5と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額4,000円 市民税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要支援～要介護3と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額2,000円 その他市長が特に必要と認められた者 事実上同居に近い形で介護に当たっている家族(二世帯住宅や同一敷地内に居住しているなど)</p> <p>【支給状況】 平成14年度 4,000円給付券 514枚 2,048,566円 2,000円給付券 497枚 990,571円 計 3,039,137円</p>	<p>【対象者等】 町内に住所を有し、介護認定を受け要介護3以上に該当する者の主たる介護者に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入助成券」を申請月から有効期間満了月までの期間分を随時交付する。(ただし、交付期間はその属する年度までとする)</p> <p>【支給要件・支給額等】 介護保険の要介護認定が、要介護3,要介護4又は要介護5と認定された高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額2,500円券2枚×申請月から有効期間満了月までの期間分を随時交付する。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 2,500円給付券 2,395枚 6,717,500円</p>	<p>【対象者等】 在宅の高齢者(概ね65歳以上の高齢者をいう。)</p> <p>【支給要件・支給額等】 (1)家族介護用品支給事業 町内に住所を有する者で、介護保険法第27条に規定する要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者の家族又は介護者で、かつ、生計中心者の前年町民税が非課税の世帯とする。 支給額 月額6,250円 (2)紙おむつ等支給事業 町内に住所を有する者で、介護保険法第27条に規定する要介護認定において要支援から要介護3と認定された者の家族又は介護者で、かつ、生計中心者の前年町民税が非課税の世帯とする。 支給額 月額2,000円 上記金額を金券にして1年分を支給する。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 (1)家族介護用品支給事業 対象者 6名 利用合計406,250円 (2)紙おむつ等支給事業 対象者19名 利用合計370,000円 合計776,250円</p>	<p>【対象者等】 1月当たり・・・8,000円相当の助成券を社会福祉協議会にて交付する。(紙おむつ約60枚相当分) 助成券は助成の決定を受けた日の属する月から起算して当該年度末までの月分を一括交付する。</p> <p>【事業内容等】 申請受付(福祉課) 対象者の認定(〃) 対象者の決定(〃) 対象者への通知作成(〃) 通知及び助成券の交付(社会福祉協議会)</p> <p>【支給状況】 平成14年度 8,296,000円</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【対象者等】 常時介護用品を使用している介護度4～5の高齢者で市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>【支給要件等】 月額3,000円の家族介護用品支給助成券1枚とし、年12枚を限度</p> <p>【支給状況】 平成14年度 111枚 333,000円</p>	<p>【対象者等】 町内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にあると認められる者を介護している家族に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入給付券」を年1回に分けて支給する。</p> <p>【支給要件・支給額等】 所得税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要支援～要介護5と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額3,000円</p> <p>【支給状況】 平成14年度 3,000円給付券 233枚 697,960円</p>	<p>【対象者等】 在宅の高齢者等65歳以上の者で、非課税世帯とする。 要支援から要介護3まで(県単補助)県1/2 月2,500円の購入券補助 要介護4から要介護5まで(国庫補助)国1/2・県1/4 月2,500円の購入券補助</p> <p>【支給状況】 平成14年度 230回 575,000円</p>	<p>現行のとおり新市に引継ぐこととし、相違あるものについては、合併時に統一する。</p>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(7)家族介護慰労金支給に関する事	<p>【支給対象者】 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国)に基づく非課税世帯で、要介護4または要介護5と認定された高齢者が、過去1年間介護サービスを受けなかった場合(ショートステイ7日以内を除く)、その者を介護している家族に支給する。入院を3か月以上している場合は、その入院の前後を合わせて要件を満たす期間が1年以上になる場合は該当する。</p> <p>【支給金額】 特別介護慰労金 高齢者1人当り年額100千円</p> <p>【支給状況】 平成14年度 4人 400千円</p>	<p>【支給対象者】 同左</p> <p>【支給金額】 同左</p> <p>【支給状況】 平成14年度 0人</p>	<p>該当なし</p>	<p>【支給対象者】 次のいずれにも該当するものとする。 介護保険法の規定による要介護認定において要介護4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族。 介護の対象者の世帯が町民税非課税世帯である。 介護の対象者が過去1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイを除く)を受けなかったこと。</p> <p>【支給金額】 支給対象者に対し、年額100千円を支給する。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 3人 300千円</p>
(8)介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務に関する事	<p>【内容】 要介護認定の申請があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査を行う。 訪問調査については、基本的には市が実施している。 調査員は、常勤職員4名、非常勤嘱託職員4名の計8名である。 調査先が県外と県内の一部については、調査を委託している。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査を行う。 訪問調査については、基本的には町と河北町大森在宅介護支援センター及び河北町社会福祉協議会が実施している。 町の調査員は、常勤職員2名である。調査は町の他に河北町社会福祉協議会、河北町在宅介護支援センターに委託している。 又、調査先が県外と県内の一部及び管内の施設(特養)の一部については、調査も委託している。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査を行う。 調査員は、常勤職員3名、在宅介護支援センター2名、臨時訪問調査員2名の計7名である。 調査先が県外と県内の一部については、調査を委託している。</p>	<p>【内容】 調査依頼があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い自宅等を訪問し調査を行う。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(9)介護認定審査会に関する事	石巻地区広域行政事務組合で事務を処理している。	同左	同左	同左
(10)指定居宅介護支援事業に関する事	該当なし	<p>【利用対象者】 要介護認定申請を行った者で、その申請の判定結果が要介護状態及び要支援状態に該当した者</p> <p>【手数料】 ・要支援及び要介護認定者 8,500円 ・4つ以上の居宅サービスを定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する場合 1,000円加算 ・一定の要件を満たさない場合 所定金額の70%</p>	<p>【利用対象者】 河北町と同じ</p> <p>【手数料】 河北町と同じ</p>	<p>【利用対象者】 河北町と同じ</p> <p>【手数料】 河北町と同じ</p>
(11)指定訪問介護事業に関する事	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会		分科会名	介護保険分科会
況			調整の具体的内容	
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町		
同左	同左	同左	合併時まで調整する。	
<p>【利用対象者】 河北町と同じ</p> <p>【手数料】 厚生省告示第20号 ・指定居宅介護支援 に要する費用の額の 算定に関する基準に 準ずる。</p>	<p>【利用対象者】 河北町と同じ</p> <p>【手数料】 厚生労働大臣が定め る基準による</p>	<p>【利用対象者】 河北町と同じ</p> <p>【手数料】 北上町と同じ</p>	<p>新市においては、基本的には直営による事業 運営は行わず、民間事業者の参入促進を図ると ともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式 を併用する。</p>	
該当なし	<p>【利用対象者】 要介護申請を行った者 で、その申請の判定結 果が要介護状態及び 要支援状態に該当し たもの</p> <p>【事業内容】 1. 身体介護 2. 家事介護 3. 相談業務 4. その他管理者が認 めるもの</p> <p>【利用料】 厚生労働大臣が定め る基準による</p>	該当なし	<p>新市においては、基本的には直営による事業 運営は行わず、民間事業者の参入促進を図ると ともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式 を併用する。</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(12)指定通所介護事業に関する事	該当なし	<p>【利用対象者】 要介護申請を行った者で、その申請の判定結果が要介護状態及び要支援状態に該当した者</p> <p>【事業内容】 1 生活指導 2 日常動作訓練 3 養護 4 家族介護教室 5 健康チェック 6 送迎 7 入浴サービス 8 給食サービス 9 その他町長が必要と認める事業</p> <p>【利用料】 厚生労働大臣が定める基準による</p> <p>【管理運営委託先】 社会福祉法人 和仁福祉会</p>	<p>【利用対象者】 要介護申請を行った者で、その申請の判断結果が要介護状態及び要支援状態に該当したものの必要な者</p> <p>【事業内容】 通所介護</p>	該当なし
(13)介護保険保健福祉事業に関する事	<p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第175条に規定する保健福祉事業として次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援に関する事業</p> <p>(2) 被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防するための事業</p> <p>(3) 被保険者が利用する介護給付等の対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けに関する事業</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事業</p> <p>主な事業 1 遊びリテーション事業 2 老人の生きがいと創造の事業 3 介護予防講座の開催 4 高額介護サービス費貸付事業</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第175条に規定する保健福祉事業として次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 被保険者が利用する介護給付等の対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けに関する事業</p> <p>(2) その他町長が必要と認める事業</p> <p>主な事業 高額介護サービス費等の貸付事業</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第175条に規定する保健福祉事業として次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援に関する事業</p> <p>(2) 被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防するための事業</p> <p>(3) 被保険者が利用する介護給付等の対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けに関する事業</p> <p>(4) その他町長が必要と認める事業</p> <p>主な事業 1 遊びリテーション事業 2 老人の生きがいと創造の事業 3 介護予防講座の開催 4 高額介護サービス費貸付事業</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第175条に規定する保健福祉事業として次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援に関する事業</p> <p>(2) 被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防するための事業</p> <p>(3) 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業</p> <p>(4) 被保険者が利用する介護給付等の対象サービス等のための費用に係る資金の貸付に関する事業</p> <p>(5) その他町長が必要と認める事業</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	<p>【利用対象者】 要介護申請を行った者で、その申請の判定結果が要介護状態及び要支援状態に該当したもの</p> <p>【事業内容】 1.生活指導(介助) 2.日常動作訓練 3.健康指導 4.送迎 5.給食サービス 6.その他管理者が必要と認める者</p> <p>【利用料】 厚生労働大臣が定める基準による</p>	該当なし	<p>新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。</p>
該当なし	該当なし	該当なし	<p>平成17年度においては、現行どおり継続して実施し、平成18年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(14)介護保険事業計画に関する事	<p>介護保険事業計画は、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画で、3年ごとに、5年を1期とする計画を策定する。</p> <p>第1期事業計画は平成12年4月1日から平成17年3月31日を計画期間とし、3年目の平成14年度に見直しを行い、平成15年4月1日から平成20年3月31日までを計画期間とする第2期事業計画を策定した。</p> <p>現行の第2期事業計画は、3年目の平成17年度に見直しを行い、平成18年4月1日から平成23年3月31日までを計画期間とする計画を策定することとなる。</p>	同左	同左	同左

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
同左	同左	同左	次期事業計画から統一する。

介護保険事業の取扱いについて

1 提案の理由

介護保険事業については、介護保険法の規定に基づき事業を運営していることから、基本的な部分においては大きな相違はありません。

しかし、介護保険料については基準額で月 2,400 円から月 3,040 円まで、月額で 640 円の差があり、また、在宅介護支援センターや指定居宅サービス事業の運営体制や各事業の実施内容等にも相違があります。

市町間に相違があるものについては、基本的には合併時に統一することで調整しますが、現行の「第 2 期介護保険事業計画」に基づき実施しているものについては、「第 3 期介護保険事業計画」策定時に合わせ、平成 18 年度から統一することを調整方針とします。

2 介護保険事業の取扱いに関する法令（抜粋）

介護保険法（平成9年法律第123号）

（被保険者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）

(2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

（保険料）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

（賦課期日）

第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

3 先進事例

【加美町（平成15年4月1日合併）】

- (1) 介護保険料については次のとおりとする。
第1号被保険者の保険料については、合併時まで介護保険事業計画策定の中で調整し統一する。
第1号被保険者の普通徴収納期及び賦課期日は、国民健康保険税と同一とする。
- (2) 介護給付準備基金は、合併時までに全額を持ち寄る。
- (3) 介護保険事業計画は、3町の事業計画を新町に引き継ぐ。
- (4) 被保険者の資格管理は、現行のとおりとする。
- (5) 給付管理は、現行のとおりとする。
- (6) 要介護認定事務は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

【登米地域（平成17年3月22日合併予定）】

- (1) 介護保険料については、次期介護保険事業計画に基づき再算定し、平成18年度の保険料から統一する。
- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、国民健康保険税と同一とする
- (3) 保険料の減免制度については、条例で取扱いを統一し新市に引き継ぐものとし、利用者負担減免措置事業並びに旧措置者の継続事業等の制度については制度存続期間は新市においても継続実施する。
- (4) 介護保険事業財政調整基金については、各町の介護保険事業計画によるものとし、合併時の残額を持ち寄るものとする。
- (5) 介護保険事業計画については、平成18年度から始まる次期計画より統一する。
- (6) 要介護認定事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【香川県東かがわ市（平成15年4月1日合併）】

- (1) 被保険者の資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (2) 要介護、要支援認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
- (3) 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- (4) 保険給付に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (5) 短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- (6) 保健福祉事業に係る事務については、介護保険事業計画策定時に検討する。
- (7) 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- (8) 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
- (9) 第1号被保険者の保険料の普通徴収時期については、現行のとおり国民健康保険税の納期と同一とする。
- (10) 会計等に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (11) 介護保険制度関連の他制度に係る事務については、3町に相違がないため現行のとおりとする。
- (12) 介護保険事業の事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

【山口県周南市（平成15年4月21日合併）】

- (1) 介護保険給付
現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 介護保険料（第1号被保険者保険料）
新市において再計算し，国の基準に従って決定する。なお，支払回数は10期とし，納期限については，新市に移行後，速やかに調整する。

【三重県志摩地域（平成16年10月1日合併予定）】

- 1 介護保険事業計画については，新市において策定する。
- 2 介護保険サービス等については，現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 介護保険料の賦課事務については，次のとおりとする。
 - (1) 平成16年10月から平成17年3月までは，旧町の保険料を継続し，17年度からの保険料については，新市において調整する。
 - (2) 不均一賦課の間は，新市内の移転による賦課徴収は，旧町のまま継続し，新市以外の転入者は，転入先の旧町における保険料を算定し徴収する。
 - (3) 普通徴収の本算定については，浜島町，阿児町の例により調整する。
- 4 納期については，平成16年10月から平成17年3月までは旧町のまま継続し，平成17年度からは，浜島町，阿児町・磯部町の例により調整する。

【愛媛県宇和島市（平成16年10月1日合併予定）】

- 1 第1号被保険者保険料については，第3期介護保険事業計画策定時に再計算し，平成18年度より，新保険料を設定する。
- 2 普通徴収の納期については，国民健康保険料の納期と同一とする。
- 3 介護認定審査会及び介護保険計画策定委員会の設置及び運営については，合併時に統一する。
- 4 被保険者管理等事務処理システムについては，電算システムの調整内容による取扱いとする。
- 5 各種事業については，現行のとおり新市に引継ぎ，相違あるものについては合併時に統一する。

【岡山県高梨地域（平成16年10月1日合併予定）】

急激な高齢化に対応した介護環境の整備を図り，介護サービスを質と量の両面にわたり確保していく必要がある。

- (1) 介護サービスについては，合併時までに1市4町を一体とした介護保険計画を策定し，新市に引継ぐ。
- (2) 介護保険料については，新市の介護保険事業計画のサービス目標量に見合う適正な保険料に統一する。ただし，平成17年度までは，旧市町の取扱いを継承するものとし統一保険料の適用は平成18年度賦課分からとする。
- (3) 利用者負担軽減対策及び介護サービス適正指導事業については，高梨市の例により統合する。
- (4) 1市4町の介護給付費準備基金については，合併時に持ち寄る。

協議第 19 号

行政区の取扱い（協定項目 23）について

行政区の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 24 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	行政区の取扱い（協定項目 23）
調整方針	行政区の取扱いについては，次のとおりとする。 1 行政区の区域については，現行のまま新市に引継ぐ。 2 行政区名については，現行のとおりとする。ただし，同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し，また，数字で冠記している行政区名については合併時まで調整する。 3 行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては，その職務内容等に相違があることから，当面現行のままとし，平成 19 年度から制度を統一する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	23	協定項目の名称	行政区の取扱い
調 整 方 針	行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 1 行政区の区域については、現行のまま新市に引継ぐ。 2 行政区名については、現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し、また、数字で冠記している行政区名については合併時まで調整する。		

行政区名

石巻市											
地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数
石巻	日和が丘一丁目第1	11	123		穀町第1	8	74		錦町第1	16	191
	日和が丘一丁目第2	12	117		穀町第2	8	128		錦町第2	11	183
	日和が丘二丁目	12	122		千石町	18	235		西山町	23	314
	日和が丘三丁目第1	9	99		鑄銭場	12	99		末広町	15	183
	日和が丘三丁目第2	8	82		住吉町一丁目	16	163		双葉町第1	6	76
	日和が丘四丁目	20	196		住吉町二丁目第1	11	103		双葉町第2	15	215
	大手町	14	174		住吉町二丁目第2	14	174		貞山一丁目	24	475
	南光町第1	7	61		駅前北通り一丁目	20	278		貞山二丁目	21	233
	南光町第2	25	369		駅前北通り二丁目	21	296		貞山三・四・五丁目	32	467
	宜山町	12	141		駅前北通り三・四丁目	30	314		明神山	10	143
	門脇町一丁目	12	132		南中里三丁目	17	221		上釜第1	30	453
	門脇町二丁目第1	6	56		南中里四丁目	13	166		上釜第2	34	446
	門脇町二丁目第2	7	56		中里二・三丁目	30	330		下釜第1東	40	460
	門脇町三丁目第1	10	90		中里五・七丁目	31	395		下釜第1西	48	548
	門脇町三丁目第2	15	125		中里四丁目	10	177		下釜第2	20	434
	門脇町四丁目	17	183		中里六丁目	15	298		下釜第3	11	305
	門脇町五丁目第1	9	129		中里一丁目	12	157		下釜第4	21	298
	門脇町五丁目第2	9	110		南中里一・二丁目	14	267		下釜第5	10	158
	南浜町一丁目	14	186		東中里一・二・三丁目	26	366		上大街道第1北	43	614
	南浜町二丁目第1	10	112		元倉一・二丁目	20	255		上大街道第1南	32	480
	南浜町二丁目第2	16	177		旭町第1	11	119		上大街道第2	20	286
	南浜町三丁目第1	18	141		旭町第2	10	92		上大街道第3	20	297
	南浜町三丁目第2	24	218		水押公営住宅	45	370		下大街道第1	12	228
	南浜町四丁目第1	19	203		水押一丁目	7	142		下大街道第2東	18	330
	南浜町四丁目第2	12	124		水押二・三丁目	11	221		下大街道第2西	9	145
	羽黒町一丁目第1	8	61		開北一丁目	11	258		下大街道第3	19	276
	羽黒町一丁目第2	9	93		開北二丁目第1	9	182		下大街道第4東	24	280
	羽黒町二丁目	11	131		開北二丁目第2	8	185		下大街道第4西	15	253
	中央一丁目第1	14	111		開北三丁目	7	193		不動町一丁目第1	13	130
	中央一丁目第2	8	61		開北四丁目	5	157		不動町一丁目第2	14	191
	中央二丁目第1	1	50		大橋一・二・三丁目	14	369		不動町二丁目	14	169
	中央二丁目第2	16	80		水明北一丁目	12	303		藤の巻	3	36
	中瀬	2	25		水明北二丁目	8	230		八幡町一丁目	16	130
	中央三丁目	10	75		水明北三丁目	8	238		八幡町二丁目	14	111
	泉町一丁目第1	7	89		水明南一丁目	10	225		田町	13	124
	泉町一丁目第2	11	100		水明南二丁目	10	253		湊町一丁目	15	118
	泉町二丁目第1	13	112		清水町一丁目	20	298		湊町二丁目第1	12	90
	泉町二丁目第2	15	154		清水町二丁目	13	241		湊町二丁目第2	11	80
	泉町三丁目第1	12	137		新橋第1	8	117		湊町三丁目	19	134
	泉町三丁目第2	9	86		新橋第2	12	174		湊町四丁目	16	137
	泉町四丁目第1	13	131		山下町一丁目	10	93		吉野町一丁目第1	12	71
	泉町四丁目第2	13	185		山下町二丁目	11	180		吉野町一丁目第2	7	96
	立町一丁目	14	99		田道町一丁目	13	132		吉野町二丁目	14	135
	立町二丁目	6	106		田道町二丁目	18	320		吉野町三丁目	14	104

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

行政区の現況(8月末現在)												
地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数	
	御所入	15	142		表沢田	15	167		谷地第3	22	407	
	川口町一丁目	10	94		流留	27	313		新谷地前	22	308	
	川口町二丁目	15	93		うしお町	23	216		上第1	27	302	
	川口町三丁目	7	63		垂水町	30	247		上第2	19	275	
	大門町一丁目	16	117		万石浦1区	30	275		太田切	9	96	
	大門町二丁目	11	109		万石浦2区	19	176		福村	6	54	
	大門町三・四丁目	28	275	稲井	南境西部	4	85		裏	8	83	
	明神町一・二丁目	18	180		南境東部	5	92		沖	10	104	
	伊原津	23	358		大瓜棚橋	4	55		仲	6	76	
	鹿妻北第1	14	220		大瓜亀山	4	50		浜江場	9	117	
	鹿妻北第2	10	160		大瓜八津	6	58		東前沼第1	18	233	
	鹿妻北第3	9	165		大瓜入	8	80		東前沼第2	22	294	
	鹿妻南一・二丁目	19	299		高木西部	5	55		新下前沼	16	198	
	鹿妻南三・四・五丁目	25	397		高木東部	6	44		向陽町一丁目	15	287	
	松並	24	254		水沼西部	6	72		向陽町二丁目第1	11	199	
	緑町	24	331		水沼東部	5	45		向陽町二丁目第2	11	202	
	鹿妻公営住宅	28	266		真野内原	5	62		向陽町三丁目	15	279	
	魚町二丁目	1	18		真野日向日影	7	62		向陽町四丁目	7	148	
渡波	鹿松	7	82		真野小島	7	65		向陽町五丁目第1	19	212	
	際	4	29		沼津	6	110		向陽町五丁目第2	18	209	
	原	5	44		裏沢田	8	93		あけぼの	24	350	
	千刈田	20	209		井内東部	22	427	田代	大泊	5	17	
	松原町	33	258		井内西部	6	51		仁斗田	8	48	
	長浜町	19	172		大瓜井内	7	73	計		243	3,472	42,985
	浜松町	24	226	荻浜	折浜	3	21					
	東黄金浜	28	285		蛤浜	1	10					
	南黄金浜	24	280		桃浦	10	65					
	栄田第1	26	246		月浦	3	35					
	栄田第2	26	230		侍浜	1	10					
	大宮町	18	155		荻浜	6	56					
	幸町	12	103		小積浜	4	24					
	渡波町一丁目	13	144		牧浜	3	30					
	渡波町二丁目	11	105		竹浜	1	13					
	渡波町三丁目	19	158		狐崎浜	3	30					
	榎壇	42	465		鹿立浜	1	10					
	三和町	13	122		福貴浦	3	37					
	万石町	19	149	蛇田	新橋	13	152					
	後生橋・宇田川町	19	183		境谷地	17	308					
	塩富町一丁目	11	126		丸井戸第1	16	174					
	塩富町二丁目	15	167		丸井戸第2	15	129					
	祝田1区	14	108		中埜第1	15	169					
	祝田2区	15	85		中埜第2	14	199					
	佐須	4	43		谷地第1	23	356					
	小竹浜	10	64		谷地第2	17	280					

河北町				雄勝町				河南町				
地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数	地区名	行政区名	班・組	世帯数	
飯野川	成田		147	名振西		12	48	前谷地	根方		109	
	上町		125	名振東			47	黒沢				193
	仲町		93	船越清水		5	72	駅前			241	
	本町		109	船越小泊			70	定川				169
	旧屋敷		109	荒		3	28	山崎			150	
	五味		203	大須下		7	71	和湊	和湊山根		76	
	元相野谷		108	大須上			73	和湊町上				92
	中島上		61	大須船隠			65	和湊町				236
	中島下		71	熊沢		3	49	笠入			205	
	中野		99	羽坂		5	49	鹿又	中山・上谷地		96	
	牧野巣		28	桑浜		3	23	梅木			112	
	皿貝		124	立浜		3	50	四家			172	
	馬鞍		86	大浜		3	45	新田町			302	
	大谷地	五十五人		104	小島		3	78	本町			182
鶴家			118	明神		3	68	道の・三軒谷地			250	
沢田			75	伊勢畑		11	127	谷地中			54	
川の上			238	下雄勝		5	121	曾波神			54	
後谷地			102	上雄勝		6	120	須江	中埜		64	
岩崎			46	味噌作上		9	122	山根			118	
吉野			55	味噌作下			99	しらすぎ台				103
本地			91	船戸		6	71	沢田			111	
新田			58	唐桑		3	27	館			92	
二俣		北境		44	水浜北		8	87	糠塚			193
		東福田		59	水浜南		8	54	広湊	砂押		119
		大土		40	分浜		3	48	柏木			194
		梨木舟渡		19	波板		3	23	町下			265
		大森		136	計	26	112	1,735	町上			276
	辻堂		102					新田			130	
	三輪田上		102					北村	青木		108	
	三輪田中		50					大番所			81	
	三輪田下		37					朝日			62	
	大川	福地		73				大沢			75	
横川			88				箱清水			60		
谷地			41				表沢			188		
針岡第一			85				俵庭			55		
針岡第二			42				小崎			91		
間垣			48				計	36		5,078		
釜谷			145									
長面			147									
尾の崎			59									
計		40	3,567									

桃生町

地区名	行政区名	班・組	世帯数
	第1行政区(倉埜)		72
	第2行政区(深山・牛田)		91
	第3 1行政区(寺崎上)		104
	第3 2行政区(寺崎上)		113
	第4行政区(寺崎下)		113
	第5行政区(中津山上)		115
	第6行政区(中津山下)		277
	第7行政区(城内館下)		100
	第8行政区(城内嶺)		72
	第9行政区(新田上)		99
	第10行政区(新田下)		100
	第11行政区(給人町上)		94
	第12行政区(給人町下)		57
	第13行政区(神取上)		59
	第14行政区(神取下)		160
	第15行政区(高須賀上)		54
	第16行政区(須賀下)		58
	第17行政区(小池)		96
	第18行政区(薬田・北沢・袖沢)		100
	第19行政区(拾貴・宗全山)		65
	第20行政区(入沢・九郎沢)		56
	第21行政区(櫻崎東・山田)		53
	第22行政区(櫻崎西)		62
	第23行政区(表永井・向永井)		70
	第24行政区(糠塚・裏永井)		51
計	25		2,291

北上町

地区名	行政区名	班・組	世帯数
	第1行政区(本地)		51
	第2行政区(大須上)		44
	第3行政区(大須下)		73
	第4行政区(長尾上)		37
	第5行政区(長尾下)		45
	第6行政区(泉沢)		35
	第7行政区(中原)		53
	第8行政区(要害)		40
	第9行政区(大上)		51
	第10行政区(行人前)		17
	第11行政区(二丁谷地)		21
	第12行政区(釜谷崎)		26
	第13行政区(追波上)		51
	第14行政区(追波下)		37
	第15行政区(吉浜)		60
	第16行政区(月浜)		86
	第17行政区(立神)		32
	第18行政区(長塩谷)		29
	第19行政区(白浜)		43
	第20行政区(小室)		28
	第21行政区(大室)		51
	第22行政区(小泊)		12
	第23行政区(相川上)		47
	第24行政区(相川下)		47
	第25行政区(小指)		27
	第26行政区(大指)		41
	第27行政区(小滝)		40
計	27		1,124

牡鹿町

地区名	行政区名	班・組	世帯数
	第1行政区(鮎川)	6	110
	第2行政区(鮎川)	9	126
	第3行政区(鮎川)	8	186
	第4行政区(鮎川)	8	79
	第5行政区(鮎川)	7	97
	第6行政区(鮎川)	3	39
	第7行政区(鮎川)	6	83
	第8行政区(金華山)	1	3
	第9行政区(新山)	2	34
	第10行政区(長渡 中)	7	103
	第10行政区(長渡 根)	7	89
	第11行政区(網地)	8	93
	第12行政区(十八成)	8	143
	第13行政区(小淵)	12	166
	第14行政区(給分)	7	73
	第15行政区(大原)	7	93
	第16行政区(小網倉)	7	61
	第17行政区(谷川)	7	75
	第18行政区(大谷川)	2	29
	第19行政区(鮫浦)	3	59
	第20行政区(泊)	6	58
	第21行政区(前網)	2	23
	第22行政区(寄磯)	5	101
計	22	138	1,923

行政区合計 419

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	2 3	協定項目の名称	行政区の取扱いについて
調 整 方 針	3 行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては、その職務内容等に相違があることから、当面現行のままとし、平成19年度から制度を統一する。		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1.設置根拠	条例 (石巻市行政委員設置条例)	条例 (河北町行政区長設置に関する条例)	規則 (雄勝町行政区長設置規則)	条例 (行政連絡区長設置に関する条例)
2.行政区数	2 4 3	4 0	2 6	3 6
3.人員	2 4 3	4 0	2 6	3 6
4.職名	行政委員	行政区長	行政区長	行政連絡区長
5.身分 (委 嘱)	非常勤特別職 (任命)	非常勤特別職 (委嘱)	非常勤特別職 (任命)	非常勤特別職 (委嘱)
6.人選方法等	町内会長の推薦	各地区から推薦	区域からの推薦	区域からの推薦
7.職務	市民に対する市行政事務の調査連絡等を行い、市政の円滑な推進を図る。(名称は、行政委員)	町行政の円滑適正な運営を図る。	町の円滑な行政事務の推進を図る。	町行政執行の適正な運営を図るため、区域住民との連絡及び行政に必要な調査。 町長が委任した直営工事施行の責に任じ、指揮監督に当たるとともに区域内の土木工事に必要な調査。
8.具体的 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯台帳の整備 ・住民実態調査 ・世帯数、人口の報告 ・公文書の配布伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・町と行政区の連絡調整 ・行政文書等の毎戸配布 ・選挙入場券の配布 ・哀悼のことはの代読 ・お祝いのはの代読 ・町各種行事への協力参加 ・各種募金運動への協力 ・工事要望等の取りまとめ ・防犯灯等の維持修繕の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の配布 ・各行政区内のポスター掲示場の管理及び掲示 ・行政情勢の住民周知 ・哀悼のことは代読 ・緑の家庭募金 ・義援金等募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書配布 ・国民健康保険証等の更新時の配布 ・町広報誌等の配布 ・敬老祝金等の配布 ・哀悼のことはの奉読(町長代理) ・各選挙の立会い、入場券及び選挙広報の配布 ・町の各種行事への出席 ・交通安全運動期間中の交差点等への立哨 ・各種募金等の各戸協力依頼及び集金 ・災害時の行政区内の被害状況把握 ・行政区内の住民異動状況把握 ・観光協会会員加入取りまとめ

協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

況			現 状
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
規則 (桃生町行政連絡区長設置に関する規則)	条例 (北上町行政区長設置に関する条例)	規則 (牡鹿町行政区設置に関する規則)	条例を基準に設置 1市3町 規則を基準に設置 3町
25	27	22	行政区数の合計 419区
25	27	22	行政委員数の合計 419人
行政連絡区長	行政区長	行政区長	石巻市のみ行政委員, 6町は行政区長及び行政連絡区長
非常勤特別職 (任命)	非常勤特別職 (委嘱)	非常勤特別職 (委嘱)	
部落会総会で選出され推薦	各地区代表から推薦 (契約会等)	区域内住民の推薦に基づき 町長が委嘱	1市6町の全てが地区, 区域内等からの推薦となっている。
町行政の適正な運営を図るため, 区域住民との連携及び行政に必要な調査を行う。	町行政の執行の円滑な運営を図る	町行政事務の速やかな周知を行い, 町政の円滑な推進を図る	
・町広報等(お知らせ版)の配布 ・部落(個人)等からの依頼(防犯等) ・防犯協会の会議出席(年5回位) ・農業委員会選挙人名簿確認(12月~1月) ・各選挙立会い ・入学式等学校行事, 成人式, 消防出初式, 新年挨拶会の出席(出欠は自由) ・敬老会及び各種功労表彰式出席	・行政文書の配布(県・町・広域等の広報関係) ・行政情報の住民周知及び各種建設事業に対する要望書の提出 ・国保保険証の更新時の配布 ・北方領土返還署名簿とりまとめ ・選挙入場券選挙広報の配布ほか	・行政文書の配布 ・区内の世帯の把握 ・各種行事(イベント時)の連絡調整, 協力要請 ・区民の意見要望等の取りまとめ ・新区民等への相談, 世話役 ・その他兼職に係る業務	

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
9. 文書送致方法 (役所 区長)	職員 行政委員宅	運送業者 区長宅	職員 区長宅	職員(労務職) 区長宅
10. 文書等 送致回数 (周又は月単位)	月3回	週1回(木曜日)	毎戸配布については月1回 (1日・15日)その他の文書は随時	週2回(火・金曜日) 全戸配布物月3回(10日・20日・30日前後)
11. 任期	2年	3年	4年	3年
12. 報酬の 予算額 (H15年度)	74,200,000円	18,532,000円	7,698,000円	20,269,000円
13. 報酬の平均支給額(年額)	305,350円 (74,200,000円/243人)	463,300円 (18,532,000円/40人)	296,076円 (7,698,000円/26人)	563,027円 (20,269,000円/36人)
14. 1世帯当たりの報酬支給額	1,726円 (74,200,000円/42,985世帯)	5,195円 (18,532,000円/3,567世帯)	4,436円 (7,698,000円/1,735世帯)	3,991円 (20,269,000円/5,078世帯)
15. 報酬の 支給回数	年2回	年4回	年1回	年4回
16. 均等割	75,000円	133,000円	151,000円	248,000円
17. 戸数割・ 世帯割	1,250円 (3月1日及び9月1日)	1世帯当たり 2,500円 (毎年4月1日)	50世帯以下 2,140円 50世帯以上100世帯以下 2,210円 100世帯以上150世帯以下 2,270円 151世帯以上 2,330円 (現年度3月1日)	1世帯550円を年4回 6月1日・9月1日・12月1日・3月1日 介護保険施設に住所を有する者については,同一施設の入所者にかかわる世帯数は1世帯とみなす。
18. 地域割・ 交通割	なし	役場～行政区の距離に応じて 0～112,800円	なし	行政区から庁舎までの距離に応じ係数を設定し,係数1に対する額は, 年額1,844円(遠近割額)
19. 面積割	なし	行政区の面積に応じて 21,000円～105,000円 (9段階)	なし	行政区の面積の広さに応じ係数を設定し,係数1に対する額は, 年額1,482円(広狭割額)
20. その他の 積算割	なし	期末加算として 12,000円～40,000円 (4段階)	なし	なし

況			現 状
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
職員 区長宅へ	庁内担当課職員（輪番制） 区長宅へ	職員 区長宅へ	河北町のみ 業者 区長宅 1市5町 職員 区長宅
月2回（1日・15日）	月2回（1日・16日，休日の場合は前日）	毎週水曜日	・週2回 1町 ・月2回 3町 ・週1回 2町 ・月3回 1市 全戸配布の場合とそれ以外で取扱 いが相違している。
3年	2年	3年	・2年 1市1町 ・3年 4町 ・4年 1町
9,250,000円	7,815,000円	11,829,000円	合計額 149,593,000円
370,000円 (9,250,000円/25人)	289,444円 (7,815,000円/27人)	537,682円 (11,829,000円/22人)	最高額 563,027円 最低額 289,444円
4,037円 (9,250,000円/2,291世帯)	6,952円 (7,815,000円/1,124世帯)	6,151円 (11,829,000円/1,923世帯)	最高額 6,952円 最低額 1,726円
年3回	年4回	年1回	・年1回 2町 ・年2回 1市 ・年3回 1町 ・年4回 3町
249,000円	153,000円	104,000円 班長分を区長に加算し換算 332,541円	最高額 249,000円 最低額 75,000円 平均額 159,000円
1,128円 (全体調整額 1,094円) (6月末日)	3,620円	班長分を区長に加算し換算 ~50世帯 2,350円 51世帯~100世帯 2,250円 100世帯~ 2,160円	
・13,800円(10区) ・19,100円(2区) ・26,000円(4区) ・32,000円(9区)	なし	なし	
なし	なし	なし	
なし	なし	なし	

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
21.その他 (役職兼務等)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤宮城県支部協賛委員 ・社会福祉活動推進員 ・共同募金奉仕員 ・明るい選挙推進協議会委員 ・防犯協会分会長 ・緊急生産調整代表推進員 (町区除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤協賛委員 ・共同募金委員(民生委員 の不在地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤協賛委員 ・緑化推進委員 ・共同募金奉仕員 ・地域会議構成員 ・河南矢本土改良区河南地区 維持管理委員
22.その他 (年間会議 ・研修)	なし	全体会議1回 移動研修1回	会議(年2回) 研修あり	年4回(改選のとき5回) 区長会の研修は年2回(公費なし)
23.世帯数 (H15.8末現在)	42,985世帯	3,567世帯	1,735世帯	5,078世帯
24.担当戸数 (最大)	614世帯	238世帯	131世帯	283世帯
25.担当戸数 (最少)	10世帯	19世帯	23世帯	54世帯
26.担当戸数 (平均)	184世帯 (44,780世帯/243人)	89世帯 (3,567世帯/40人)	66世帯 (1,735世帯/26人)	141世帯 (5,078世帯/36人)

況			現 状
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<ul style="list-style-type: none"> ・町防犯協会各支部理事 ・日赤協賛委員 ・赤い羽根共同募金奉仕員 ・すばらしい桃生を創る協議会委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤協賛委員 ・社会福祉協議会推進委員 ・共同募金委員 ・町防犯協会代議員 ・すばらしいきたかみを造る協議会推進委員 ・道路，河川愛護連合会地区代表 ・町緑化推進委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会 ・公衆衛生連合会 ・納税貯蓄組合 ・交通安全推進協議会 ・日赤協賛委員 ・青少年健全育成町民会議 ・共同募金委員 	
会議（年3回） 一泊研修 （年1回：全額区長会負担）	会議（年4回） 研修 （移動研修1泊2日）と随時	牡鹿町行政区長連絡協議会 役員会年2回，区長会年2回 隔年で移動研修1泊2日程度	
2,291世帯	1,124世帯	1,923世帯	総世帯数 58,703世帯
165世帯	85世帯	161世帯	
51世帯	12世帯	4世帯	
91世帯 （2,291世帯 / 25人）	41.7世帯 （1,124世帯 / 27人）	8.7世帯 （1,923世帯 / 22人）	

「行政区の取扱い」について

1 提案理由

行政区はその歴史性・地域性から鑑み、地域のコミュニティーや住民互助的活動等に密接に関わっております。したがって、行政区の区域、行政区名、行政区長・行政連絡区長・行政委員の制度については、次のとおり調整するものとします。

(1) 行政区の区域

現在、各市町の行政区の区域については、範域・規模等に相違がありますが、合併とともに再編・統合すると地域住民の混乱を招く恐れがあります。各行政区の歴史性・地域性から住民間の繋がりを考慮し、現行のまま新市に引継ぐとするものです。

(2) 行政区名

行政区名については、各市町で同一名称の箇所があります。その地域については、名称の前に旧市町名または大字名を付して区別するものです。

また、桃生町、北上町、牡鹿町については、第1行政区など数字で呼称されているため、各自治体において合併時までに適当な行政区名に調整するものです。

(3) 行政区長・行政連絡区長・行政委員

行政区長・行政連絡区長・行政委員については、その呼称から職務内容、報酬にいたるまで大幅に相違があります。

したがって、地域住民の生活と深く関わりのある職務内容等を考慮すると、住民サービスの低下に繋がらないよう慎重な調整が必要となることから、十分に実情を把握し、住民に対する説明を行い、理解を得ながら、その職務内容等の能率化・平準化を検討し、平成19年度から統一するものです。

2 先進事例

【あさぎり町(人口：18,227人)】

行政区については、合併時までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。
なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないように行政区の再編を検討する。

【登米地域合併協議会(人口：91,569人)】

- ・ 新市において行政区制を設置するものとする。ただし、行政区の名称及び区域は、当面、現行のままとする。
- ・ 行政区制度については、登米町のみ実施していないため、登米町は合併までに検討を進め、新市において設置するものとする。
- ・ その他9町において差異がある部分については、合併までに調整するものとする。

【玉名地域1市8町合併協議会(人口：120,002人)】

行政区については、その範域・規模等に相違があることから、地域性・歴史性を考慮しながら、合併までに現市町において再編・統合に努めるものとする。併せて、地域コミュニティーの充実・強化に努める。

また、合併後、各行政区に区長を置き、区長の職務内容、報酬及び会議の運営方法等については、合併までに総合的な調整を行う。なお、原則として小学校区毎に校区区長会を組織するとともに、その連合組織として校区区長連合会を設置するものとする。

新市においても、住民にとって身近で不均衡等が生じないように行政区の再編・統合を検討するものとする。

【唐津・東松浦合併協議会(人口：132,787人)】

- 1 行政区は、現行のまま新市に引継ぐ。
- 2 行政連絡員の制度は、現行のまま新市へ引継ぎ、名称は合併までに調整する。
- 3 行政連絡員の担当区域及び業務内容は、現行のまま引継ぎ、新市移行後速やかに業務の平準化、能率化を検討し、調整する。
- 4 行政連絡員の報酬は、現行のまま新市に引継ぎ、新市移行後速やかに業務内容の見直しと合わせて新基準を作成し、調整する。

【佐賀市・緒富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町合併協議会

(人口：240,323)】

- 1 行政区名については、現行のまま新市に引継ぐ。
- 2 自治会の取扱いについては、合併時及びそれに続く2年度(17年度,18年度)は現行のままとし、19年度から佐賀市の制度に統一する。

【新潟県 北蒲原郡南部郷合併協議会(人口：47,808人)】

自治会の区域、名称については、原則現行のとおりとする。
ただし、同一の名称を有する自治会については、当該名称の前に旧町村名を付して、これを区分する。

協議第 2 0 号

生活保護事業の取扱い（協定項目 25-15）について

生活保護事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	生活保護事業の取扱い（協定項目 25-15）
調整方針	福祉事務所が実施する事務事業につき，新市においても石巻市の例により実施する。

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-15	協定項目の名称	生活保護事業の取扱いについて
調整方針	福祉事務所が実施する事務事業につき、新市においても石巻市の例により実施する。		

項目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
生活保護事業の取扱いについて	<p>【目的】 日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>【内容等】 面接相談 新規申請に伴う関係調査 保護の要否判定 保護の決定(開始,却下等) 保護決定後の指導援助 継続ケースに対する指導援助 訪問調査活動(家庭訪問,関係先調査) 処遇方針の樹立 保護の変更 指導・指示 保護の停廃止 保護台帳,ケース記録等の作成 生活保護費の支給</p> <p>【参考】 被保護人員 1,051人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数 735世帯 (" 現在)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 申請相談 新規申請に伴う関係書類の進達(石巻保健福祉事務所へ) 保護台帳,ケース記録等の作成 生活保護費の支給 診療依頼書の作成</p> <p>【参考】 被保護人員92人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数 57世帯 (" 現在)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 同左</p> <p>【参考】 被保護人員 23人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数 17世帯 (" 現在)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 同左</p> <p>【参考】 被保護人員 67人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数 57世帯 (" 現在)</p>

協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会・児童福祉分科会
-------	--------	------	------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 同左</p> <p>【参考】 被保護人員 48人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数 38世帯 (" 現在)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 同左</p> <p>【参考】 被保護人員27人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数21世帯 (" 現在)</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容等】 同左</p> <p>【参考】 被保護人員31人 (平成15年3月31日現在) 被保護世帯数26世帯 (" 現在)</p>	<p>福祉事務所が実施する事務事業につき、新市においても石巻市の例により実施する。</p>

生活保護事業の取扱いについて

1 提案の理由

生活保護事業は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

また、社会福祉法第14条第1項及び第6項の規定により、1市6町のうち石巻市のみが社会福祉事務所を設置し事務を実施しており、その他6町は宮城県（石巻保健福祉事務所）へ新規申請に伴う関係書類などの進達事務を行っています。

市と町が合併した場合には、これらの事務が合併を機に新市へ移管されることとなり、国の制度に基づくもので新市移行後においても実施する必要があるため、石巻市の例により実施しようとするものです。

2 生活保護事業に関する法令

生活保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条～第10条 《略》

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- （1）生活扶助
- （2）教育扶助
- （3）住宅扶助
- （4）医療扶助
- （5）介護扶助
- （6）出産扶助
- （7）生業扶助
- （8）葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

第12条～第74条 《略》

（国の負担及び補助）

第75条 国は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- （1）市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の3
- （2）市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の2分の1

社会福祉法（抜粋）

第1条～第13条 《略》

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

第2項～第5項 《略》

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

3 他市先進事例

東京都西東京市（H13.1.21 合併）

国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。

東京都あきる野市（H7.9.1 合併）

国・都の福祉制度に基づく事業については、秋川市の例による。

富山県砺波市（H16.12 合併予定）

生活保護事業については、国の制度であり、砺波市の例により新市においても福祉事務所を設置し、法令・要綱等に基づき実施する。

かほく市（H16.3.1 合併予定）

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令に基づき実施する。

栃木県佐野市（H16.2.28 合併予定）

生活保護事業については、合併時に佐野市の制度を適用する。

協議第 2 1 号

新市まちづくり計画中間案について

新市まちづくり計画中間案について,別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

第6回 石巻地域合併協議会日程（案）

1. 日 時 平成15年11月13日（木） 午前9時30分から
2. 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
3. 報告事項
報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第4回）について
4. 協議事項
協議第18号の1 介護保険事業の取扱い（協定項目21）について
協議第19号の1 行政区の取扱い（協定項目23）について
協議第20号の1 生活保護事業の取扱い（協定項目25-15）について
協議第21号の1 新市まちづくり計画中間案について
5. 提案事項
協議第22号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について
協議第23号 消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）について
協議第24号 障害者福祉事業の取扱い（協定項目25-11）について
6. その他